

お子さんの、こんなことで困っていませんか？



警察では、非行問題やいじめ、犯罪被害等で困っている少年や、その保護者の方からの相談を受け、その立ち直りを支援しています。

次のような活動を行っていますので、困りごとがある場合には家庭だけで抱えず、お気軽にご相談ください。

- 少年や、その保護者から相談を受け、問題が深刻化しないように、生活態度、親子関係の調整を図るために必要な助言・指導を行っています。
- 一時的な助言や指導だけで解決しない場合は、少年や保護者と継続的に関わり、その立ち直りを支援しています。
- 日ごろから、学校や教育委員会、児童相談所、青少年相談機関等との情報交換を行い、連携した活動を行っています。
- 少年を対象とした学校での非行防止教室、保護者や地域関係者を対象とした講演等を行い、規範意識の醸成を目的とした啓発活動を行っています。

相 談 窓 口

神奈川警察署防犯少年係

上記活動のほか、被害者からの申告を受け、神奈川区内の少年事件にかかる捜査等を行っています。

連絡先

045-441-0110 (内線265)

県警察少年相談・保護センター

専門の少年相談員が、助言・指導を行っています。

連絡先

ユーステレホンコーナー

0120-45-7867

- 受付時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）
- 相談態様：電話・来所相談（必要に応じて別の対応をとることも可能です。）